

臨港危険物保全研究会会則

(名 称)

第1条 この会は、臨港危険物保全研究会と称する。

(組 織)

第2条 この会の会員は、臨港消防署管内の危険物の製造、販売、貯蔵取扱等の業務
又はこの会の趣旨に賛同する者を以て組織する。

(事 務 局)

第3条 この会の事務局は、臨港消防署に置く。

(目 的)

第4条 この会は、危険物等により発生する災害を予防するため製造販売業者、取扱
責任者又は防火責任者の融和親睦を図り企業の健全なる発展を期するをもっ
て目的とする。

(事 業)

第5条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 危険物等の災害防止について
2. 危険物及びその他大量可燃物等の取扱保全施策について
3. 防火消防情報の交換について
4. 会報の発行について
5. 消防法令の主旨徹底について
6. 危険物の災害防止を目的とした助成
7. 消防資材の整備斡旋について
8. その他この会の目的達成に必要なこと

(役 員)

第6条 この会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| 1. 会 長 | 1 名 |
| 2. 副会長 | 2 名 |
| 3. 常任理事 | 若干名 |
| 4. 理 事 | 若干名 |
| 5. 監 事 | 2 名 |
| 6. 会 計 | 1 名 |

(任 期 等)

第7条 役員は、総会にて選出し、その任期は2年として再任を妨げない。

補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

ただし、理事は各組で互選された組理事を充てる。

(会 長)

第8条 会長は、会を代表し会務を統理する。

(副 会 長)

第9条 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代理する。

(理 事 等)

第10条 常任理事は、会長の命を受けて会務を処理する。

理事は、重要議案を審議する。

監事は、会計を監査する。

常任理事のうち、1名は臨港消防署の予防課長の職にある者を充てる。

(会 計)

第11条 会計は会長の命を受けてこの会の会計事務を司る。

(顧 問 等)

第12条 この会には顧問及び参与を置くことができる。顧問並びに参与は役員会に諮り会長がこれを委嘱する。顧問並びに参与は会長の諮問に応ずる。

(報 酬)

第13条 役員は、すべて無報酬とする。

(名誉会長)

第13条の2 この会に名誉会長を置くことができる。

名誉会長は、臨港消防署長とする。

(会 議 等)

第14条 会議は、総会、役員会とし会長がこれを召集する。各会議の議決は出席者の過半数によって決する。

(総 会)

第15条 総会は毎年5月に開催する。ただし、必要と認めるとき又は役員会の要請があった場合は、臨時総会の招集をすることができる。

(決議事項)

第16条 総会は、次の事項を決議する。

1. 事業報告
2. 決算報告
3. 予算及び事業計画
4. 役員を選出

5. 会則の改正
6. その他必要な事項

(役員会)

第17条 役員会は、次の事項を審議する。

1. 事業計画及び実施について
2. 予算及び決算について
3. 会則の改正について
4. その他必要な事項

(経費)

第18条 この会の経費は、会費及び寄付金をもって充てる。

(会費)

第19条 会費は、基本会費と均等割会費の合算額を年間会費とする。

1. 基本会費は、消防法第11条第2項により許可を受けた危険物製造所、貯蔵所及び取扱所並びに川崎市火災予防条例第64条により届け出た少量危険物貯蔵取扱所で、それぞれの最大貯蔵取扱数量を指定数量に換算した次の基準とする。

貯蔵取扱量の最大指定数量		金額
0.2倍以上	15.0倍未満	6,000円
15.0倍以上	20.0倍未満	7,200円
20.0倍以上	25.0倍未満	8,400円
25.0倍以上	50.0倍未満	9,600円
50.0倍以上	75.0倍未満	10,800円
75.0倍以上	100.0倍未満	12,000円
100.0倍以上	125.0倍未満	13,200円
125.0倍以上	150.0倍未満	14,400円
150.0倍以上	200.0倍未満	15,600円
200.0倍以上		18,000円

2. 均等割会費は一律3,000円とする。

(会費の納入)

第20条 会費は年1回納入するものとする。

(予算)

第21条 予算は、毎年度、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

1. 予算は、総会において決定する。

2. 前項の予算の決定が予算の始期を過ぎるときは、予算の決定までの間、前年度の当初予算を暫定予算として運用する。
3. 会長は、予算の執行に当たり、各項目に不足が生じた場合、不用の生じた項目から必要最小限の流用をすることができる。

(会則の実施)

第22条 この会則は、昭和35年7月1日より実施する。

(細則の定め)

第23条 この会則実施につき必要あるときは、役員会の決議を経て細則を定めることができる。

附 則

1. この改正会則は、昭和45年4月1日から実施する。(第19条)
2. この改正会則は、昭和52年4月1日から実施する。(第7条)
3. この改正会則は、昭和54年4月1日から実施する。(第19条)
4. この改正会則は、昭和56年4月1日から実施する。(第6、10、15条)
5. この改正会則は、平成2年4月1日から実施する。(第19条)
6. この改正会則は、平成30年4月1日から実施する。(第5、6条、13条の2、16、17、20、21条)